

株式移転に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び会社法第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示書類)

2023年4月3日

BBDイニシアティブ株式会社

ナレッジスイート株式会社

2023年4月3日

株式移転に係る事前開示書類

東京都港区愛宕二丁目5番1号
BBDイニシアティブ株式会社
代表取締役社長 稲葉 雄一

東京都港区愛宕二丁目5番1号
ナレッジスイート株式会社
代表取締役社長 飯岡 晃樹

ナレッジスイート株式会社（以下「ナレッジスイート」といいます。）は、2022年12月21日開催の定時株主総会においてご承認いただきました株式移転計画に基づき、2023年4月3日をもって、株式移転設立完全親会社であるBBDイニシアティブ株式会社（以下「BBDイニシアティブ」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2023年4月3日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

ナレッジスイートは、会社法第806条第3項、第4項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2022年12月22日付で、ナレッジスイートの株主に対し、本株式移転をする旨並びに株式移転設立完全親会社であるBBDイニシアティブの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定に基づき株式の買取の請求をした株主はおりませんでした。

また、ナレッジスイートは、会社法第808条第3項及び第4項の規定により、2022年12月22日付で、ナレッジスイートの新株予約権者に対し、本株式移転をする旨並びに株式移転設立完全親会社であるBBDイニシアティブの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。もっとも、会社法第808条第1項の規定に基づき新株予約権の買取の請求を行うことができる新株予約権者は存在しないため、同請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数

ナレッジスイート普通株式 5,196,221株

5. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) B B Dイニシアティブは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるナレッジスイートの株主に対し、その保有するナレッジスイートの普通株式1株につき、B B Dイニシアティブの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) B B Dイニシアティブ設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。
- | | |
|---------|---------------|
| ① 資本金 | 700,696,800 円 |
| ② 資本準備金 | 195,000 円 |
| ③ 利益準備金 | 0 円 |
- (3) ナレッジスイートの普通株式は、2023年3月30日をもって東京証券取引所グロース市場において上場廃止となり、B B Dイニシアティブの普通株式は、2023年4月3日をもって東京証券取引所グロース市場において新規上場いたしました。

以上